

(別紙)

## 養護老人ホームの独自基準について

### 非常災害対策について(第8条関係)

省令に定められた基準	宮崎市独自の基準
養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

各施設におかれましては、施設の立地環境から想定される災害に応じて防災計画等を作成していただくとともに職員研修や防災訓練の実施等の具体的な対策を講じ、危機管理に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

### 記録の整備について(第9条関係)

省令に定められた基準	宮崎市独自の基準
養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  養護老人ホームは入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。  1 処遇計画 2 行った具体的な処遇の内容等の記録 3 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4 苦情の内容等の記録 5 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録	養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。この場合において、職員の勤務の記録及び資格に関する記録は、その作成の日から5年間保存しなければならない。  養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第5号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。  1 処遇計画 2 行った具体的な処遇の内容等の記録 3 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4 苦情の内容等の記録 5 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

職員や入所者の記録の廃棄日は、職員の退職日や入居者の退居日の属する月の翌々月の介護給付費支払日から5年経過後と致します。